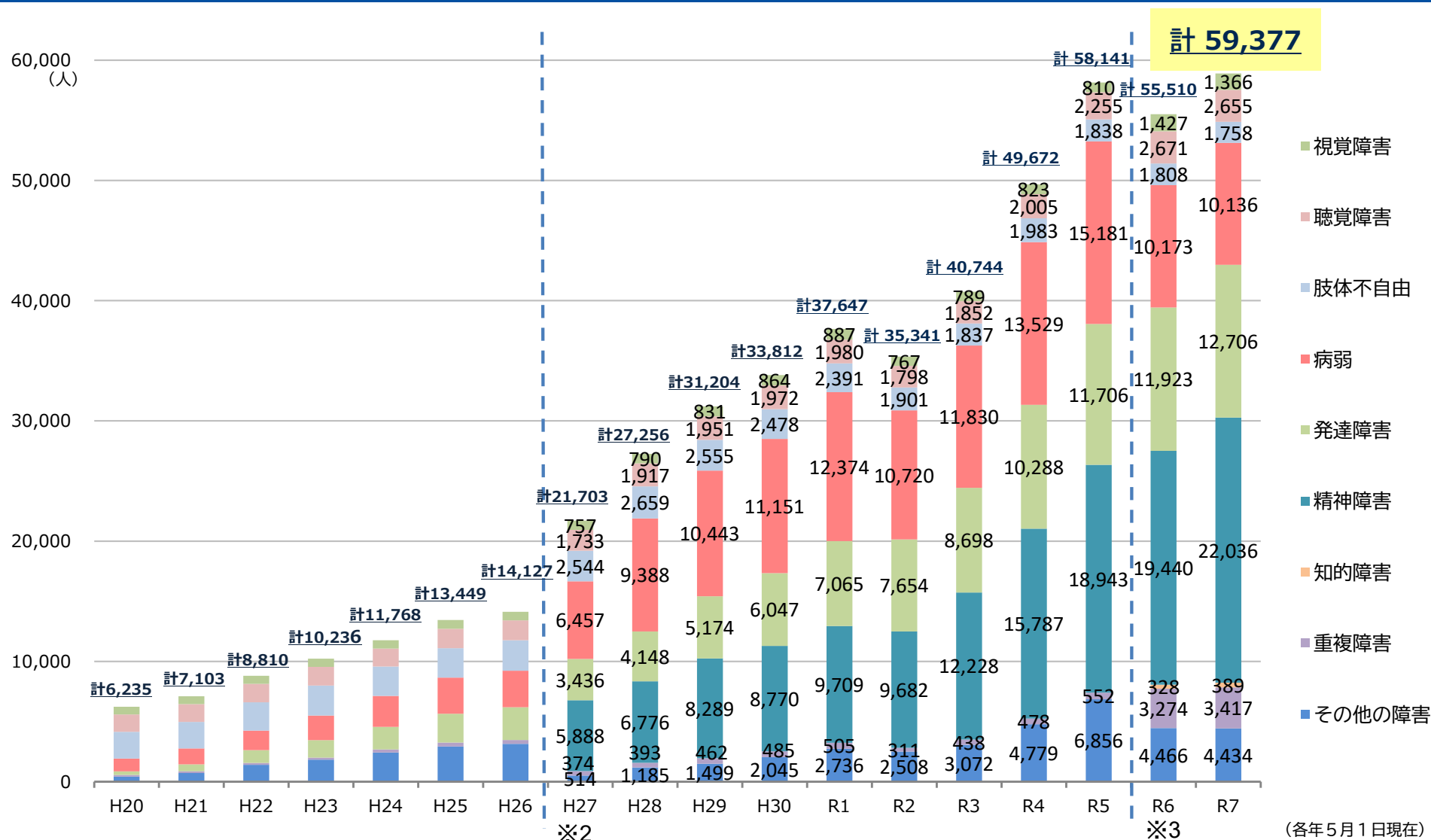


障害のある学生の在籍者数



出典：令和7年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査（日本学生支援機構）

※1 本調査における「障害学生」とは、「障害者手帳を有する学生及び医師の診断又は健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。

※2 平成27年度より「精神障害」はカテゴリーとして独立。（平成26年度までは「その他」に含む）

※3 令和6年度より「聴覚・言語障害」を「聴覚障害」、「病弱・虚弱」を「病弱」に変更。

「知的障害」をカテゴリーとして独立。（令和5年度までは「精神障害」に含む）

「重複障害」に発達障害と精神障害を計上。（令和5年度までは「発達障害」、「精神障害」、「その他の障害」のいずれかに計上）

※4 グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まない。

障害のある生徒等の入学に関する配慮及び入学者数に関するデータ

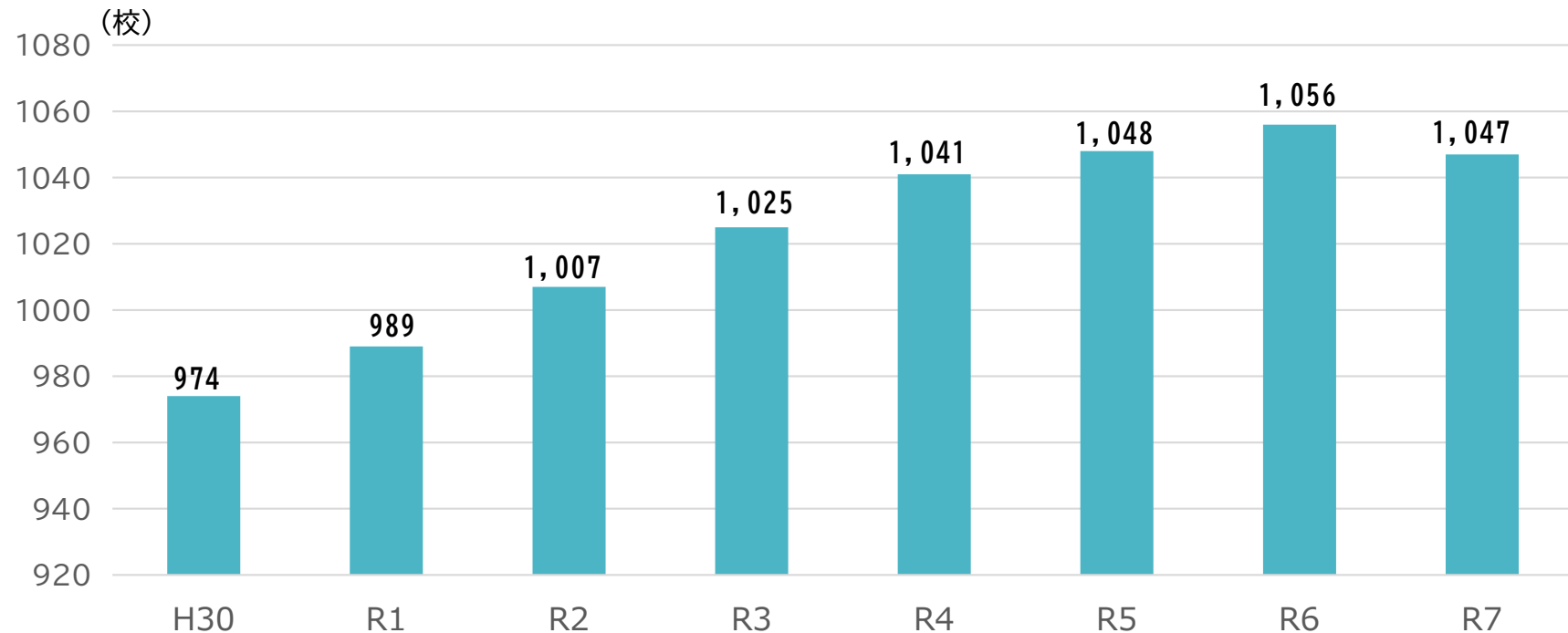
○ 障害のある受験者・入学者数

(各年5月1日現在)

(人)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
障害のある受験者数	4,883	5,192	7,837	8,186	9,229	10,319	11,816	12,133
うち、受験上の配慮実施数	4,308	4,580	3,544	4,138	5,263	5,883	7,032	8,140
障害のある入学者数	1,516	1,583	4,875	4,915	5,154	5,351	6,128	5,502
入学者のうち、受験上の配慮実施数※	1,065	1,102	-	-	-	-	-	-
(合格者のうち、受験上の配慮実施数)	1,505	1,629	1,573	1,935	2,424	2,661	2,941	3,346

※ R2年度調査以降の集計なし

◆入試要項等への障害学生配慮に関する記載をしている学校数



障害者基本計画（第5次）【R5～R9】

○ 令和5年3月 閣議決定

Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向 8. 教育の振興

※青字：第4次基本計画からの変更箇所

（3）高等教育における障害学生支援の推進

- ◆ 大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の合理的配慮を含めた必要な配慮、教科書・教材に関する合理的配慮を含めた必要な配慮等及び施設のバリアフリー化を促進する。
- ◆ 障害のある学生一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話に基づく支援を促進するため、各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署及び紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置、専門知識や技術を有する障害学生支援担当者の養成・配置など、支援体制の整備や、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進する。
- ◆ 障害学生支援についての姿勢・方針、手続などに関する学内規程や、支援事例を大学ホームページで公表することを促進する。加えて、これらの学内規程や支援事例のガイダンスにおける学生への周知を促進する。
- ◆ 障害のある大学生の就職を支援するため、学内の修学支援担当と就職支援担当、障害のある学生への支援を行う部署等の連携を図り、学外における、地域の労働・福祉機関等就職・定着支援を行う機関、就職先となる企業・団体等との連携やネットワークづくりを促進する。
- ◆ 障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、教職員に対する研修等の充実を図る。
- ◆ 大学入学共通テストにおいて実施されている障害等のある受験者の配慮については、一人一人のニーズに応じて、ICTの活用等により、より柔軟な対応に努めるとともに、高等学校及び大学関係者に対し、合理的配慮を含めた必要な配慮の取組について、一層の周知を図る。
- ◆ 障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、大学等の入試や単位認定等の試験における適切な合理的配慮を含めた必要な配慮の実施を促進する。
- ◆ 大学等の入試における合理的配慮を含めた必要な配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する大学等の情報公開を促進する。

「障害者の権利に関する条約第1回日本政府報告」（抜粋）（平成28年6月、国連に提出）

164. ・ ・ ・ 高等教育における支援の推進として、障害のある学生への個々の障害特性に応じた情報保障やコミュニケーション上の配慮、施設のバリアフリー化、入試等における適切な配慮、大学等における情報公開を推進することとしている。



基本計画の実施状況は、障害者政策委員会が監視、国連に報告される

障害者基本計画（第5次）【R5～R9】

（令和5年3月 閣議決定）

○ 障害者基本計画 関連成果目標

8. 教育の振興（高等教育部分の抜粋）

指 標	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
障害学生が在籍する大学等において、 <u>授業に関する支援</u> を実施している大学等の割合	93.2%	おおむね100%
障害学生が在籍する大学等において、 <u>授業以外の支援</u> を実施している大学等の割合	80.1%	おおむね100%
障害学生支援に関する規程等、又は障害者差別解消法に関する <u>対応要領</u> 、 <u>基本方針</u> 等を整備している大学等の割合	89.8%	100%
障害学生 <u>支援担当者</u> を配置している大学等の割合	97.3%	100%
<u>紛争の防止、解決等に関する調整機関</u> を設置している大学等の割合	67.0%	100%
ホームページで <u>障害学生支援情報</u> を公開している大学等の割合	78.6%	100%
ガイダンスにおいて、障害学生支援の手続などに関する <u>学内規程</u> や <u>支援事例</u> 等を周知している大学等の割合	43.7%	100%
障害学生が在籍する大学等において、 <u>就職先の開拓</u> 、 <u>就職活動支援</u> を実施している大学等の割合	48.2%	おおむね100%
障害学生が在籍する大学等において、 <u>障害学生向け求人情報の提供</u> を実施している大学等の割合	56.9%	おおむね100%
<u>募集要項等への障害学生への配慮に関する記載</u> を行っている大学等の割合	89.8%	100%

出典：令和7年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査（日本学生支援機構）

情報公表に関する制度改正について（学校教育法施行規則改正） 抜粋

「大学入試のあり方に関する検討会議提言」、「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」及び「人文科学・社会科学系における大学院教育の振興方策について（審議まとめ）」等を踏まえ、必要な情報を社会に公表し社会との対話を進める「社会に開かれた質保証」を推進するとともに、入学希望者の進路選択等に資するべく、大学が行う教育研究活動等の状況についての情報公表に関する所要の規定の整備を行うもの。（令和6年9月30日公布、令和7年4月1日施行）

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

一～三 （略）

四 入学者の選抜に関すること

五～十 （略）

公表事項	留意事項
入学者の選抜に関すること	「入学者の選抜に関すること」としては、学力検査等の内容・・・並びに<u>合理的配慮の提供に関する対応方法（相談窓口、事前相談や配慮の申請の方法及び受験上の配慮の一般的な例等）が想定</u>されること。・・・また、合理的配慮に関する一般的な例を公表する際には、過去の事例に限らず、想定される配慮例も挙げるなど、<u>障害等のある入学志願者にとって分かりやすいもの</u>が望まれること。 なお、合理的配慮の提供については、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）」（令和6年3月）で示しているとおり、本人と合意形成のための事前相談を実施することが望ましく、建設的対話を通じて相互理解を図り、具体的な場面や状況に応じた柔軟な対応を検討することが必要であること。 改正後の学校教育法施行規則第172条の2第1項第10号（大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること）において、入学者の選抜に関することに限らず、<u>障害のある学生の修学支援の情報を公表することも望ましいこと</u>。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）概要

- ◆ 近年の障害学生の増加や、令和6年4月の改正障害者差別解消法の施行により、私立学校を含む全ての大学等において障害学生に対する合理的配慮の提供が法的義務として求められることなど、障害のある学生への修学支援体制の整備が急務
- ◆ こうした状況を踏まえ、「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催。令和6年3月に「第三次まとめ」を取りまとめ

（文部科学省HP：https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/123/index.html）

障害学生支援に関する基本的な考え方

1. 大学等における障害学生支援の在り方

- ◆ 大学等は、自らの価値を高め、学生に対する責務を果たすため、事前的改善措置により教育環境の整備を図るとともに、障害学生支援を、障害のある学生が他の学生と平等に学ぶことができる権利を保障するための手段であるという認識の下で、着実に実施する必要
- ◆ 障害学生支援は、合理的配慮の提供に限定されるものではなく、障害の有無によらず、学内全ての学生を対象に実施している各種支援と併せて行われるもの。合理的配慮の提供以外の学内の学生支援リソースも総合的に活用しながら行うことが望ましい

2. 「障害の社会モデル」の理解に関すること

- ◆ 社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう
- ◆ 「障害の社会モデル」の考え方に基づく、障害のない学生を前提として構築された大学等の仕組みや構造が、障害のある学生にとって社会的障壁となっている場合がある
- ◆ 大学等の構成員全てが「障害の社会モデル」を理解し、事前的改善措置や合理的配慮の提供により社会的障壁を除去するとともに、各種学生支援リソースも総合的に活用しながら取り組むことが必要

3. 障害者差別解消法上の大学等の義務と努力義務

- ◆ 大学等の義務である不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供、努力義務である環境の整備について説明

4. 障害の根拠資料に関する考え方

- ◆ 大学等は個々の状況を適切に把握するため、学生から障害の状況に関する根拠資料の提出を求めることが適当
- ◆ 一律に「根拠資料がなければ合理的配慮を一切提供しない」といった、形式的な対応をとらないよう留意する必要

5. 学内の教職員向け対応要領・ガイドライン等

- ◆ 大学等やその設置者が組織として責任の所在を明確にし、障害学生支援に取り組むためには、教職員の共通認識が不可欠。その手段として、教職員向けの対応要領・ガイドライン等を作成することが有効

6. 障害のある学生の意思表示を促す取組

障害学生支援における諸課題への考え方と具体的な対応の取組

1. 学内の体制整備

- ◆ 学内の支援体制の構築、支援人材の配置・育成、学生支援部署の連携といった取組のほか、3つのポリシーやシラバスにおける留意点

2. 合理的配慮の提供における諸課題

- ◆ 大学等が提供する合理的配慮と本人の意向との齟齬や内容決定までの長期化、固定化に対する対応、大学院や通信教育課程における合理的配慮の留意事項など

3. 紛争の防止・解決

- ◆ 紛争の防止・解決のスキーム、入試における合理的配慮の提供に関する紛争の防止・解決

4. オンライン学修における合理的配慮の在り方

- ◆ オンライン学修を行う際は、授業ごとの特色を踏まえて、対面とオンライン学修を組み合わせたブレンディッド型授業も考えられる
- ◆ 障害のある学生の個別の状況と当該授業の個別の状況を総合的に考慮して、オンライン参加の可否を個別に判断しなければならない点に留意
- ◆ 大学等の事情ではなく、本人の意向の尊重や教育の質の担保の観点から実施する必要

5. 合理的配慮とテクノロジーの活用

- ◆ 大学等は学内にテクノロジーを活用した支援ができる体制を整備することを期待

6. 障害のある学生の就職等の支援

- ◆ 就職における多数の選択肢や福祉の支援等について情報を収集、効果的に情報提供

7. 障害のある学生の災害時対策

8. 大学等と国・地域・企業・民間団体等との連携

- ◆ 大学等が単独で対応することが難しい場合、様々な団体・大学の取組への参加に加え、国や自治体の支援の活用や地域内の大学等との連携、企業や民間団体と連携することも有効

大学等連携プラットフォームの枠組みの更なる活用

- ◆ 組織的なアプローチによって高等教育機関全体の障害学生支援を一層促進

1. 障害学生支援ネットワークの形成支援及び連携の推進

2. 専門的知識を有する障害学生支援人材の育成

3. 大学等や学生等からの相談への対応

4. 全ての大学等が活用できる障害学生支援の好事例の収集・発信

障害学生支援における諸課題への考え方と具体的な対応の取組

3. 紛争の防止・解決

(1) 紛争の防止・解決のスキーム

- ◆ 障害のある学生と大学等との間で相互に要求と拒絶が行われているプロセスを「紛争」という
- ◆ 各大学等が、障害の社会モデルに基づき、紛争を未然に防ぐ、あるいは迅速に解決するための体制づくりを進めることは極めて重要
- ◆ 紛争防止・解決のプロセスやフローを作成・公表することは、手続の透明化につながり、大学等と障害のある学生との信頼関係の構築手段として有効

(2) 入試における合理的配慮の提供に関する紛争の防止・解決

① オープンキャンパス・進学説明会における課題と対応

- ◆ 各大学等は、オープンキャンパス・進学説明会等において、障害のある受験生から入試や学修面における合理的配慮の相談を受けた場合には、障害学生支援部署と連携して対応に当たるなど、丁寧な対応を心掛ける

② 入学試験における課題と対応

- ◆ 現在、大学等では多様な選抜方法が導入されているが、どのような選抜方法であるかにかかわらず、合理的配慮を適切に実施することが重要
- ◆ 合理的配慮を決定するまでのプロセスや配慮決定までの期間を伝えるなど、申請手続を明確に示しておくことや、評価方法を明確化しておくことが望ましい

4. オンライン学修における合理的配慮の在り方

- ◆ 障害のある学生の個別の状況と当該授業の個別の状況を総合的に考慮して、オンライン参加の可否を個別に判断しなければならない点に留意
- ◆ 大学等の事情ではなく、本人の意向の尊重や教育の質の担保の観点を踏まえて実施する必要

6. 障害のある学生の就職等の支援

- ◆ 障害のある学生の就職においては、通常のキャリア・就職支援に加えて、福祉的支援も含めて多様な選択肢を考慮した支援が必要だが、学生自身は、そうした選択肢や支援の存在について、十分な情報を得ているとは限らない状況がある点に留意

障害のある学生の修学・就職支援促進事業

令和8年度予算額
(前年度予算額)

0.6億円
0.5億円)



現状・課題

- 大学等に在籍する障害のある学生数は約5.6万人※。障害種別では、知的障害、精神障害、発達障害が約6割と半数以上を占めている。
- 本事業の相談件数は631件、令和3年から3年間で約4倍に増加。
- 令和6年4月には改正障害者差別解消法が施行され、私立を含む全ての大学等で障害者への合理的配慮の提供が義務化。
- 一方、障害学生支援の専門部署を置いている大学等は全体の30.3%※紛争防止・解決等の調整を行う機関を設置している大学等は64.7%※であり、体制整備や人材育成、相談対応等を一層推進することが必要。
- さらに「手話に関する施策の推進に関する法律」が令和7年6月に公布され、大学等の手話通訳による配慮の取組など必要な施策を講ずるとしている。

「障害者基本計画(第5次)」(令和5年3月閣議決定)

- 相談窓口の統一や支援担当部署及び紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置、専門知識や技術を有する障害学生支援担当者の養成・配置など、支援体制の整備や、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(令和7年6月閣議決定)

- 「障害者基本計画(第5次)」に基づき、障害者差別の解消、ユニバーサルデザインのまちづくりや心のバリアフリーの取組の推進、就労や地域生活の支援、アクセシビリティ向上を促進する。

「障害のある学生の修学に関する検討会報告(第三次まとめ)」(令和6年3月)

- プラットフォームによる各大学の連携を通じて、次のような取組を継続的に行う体制を構築することが重要である。

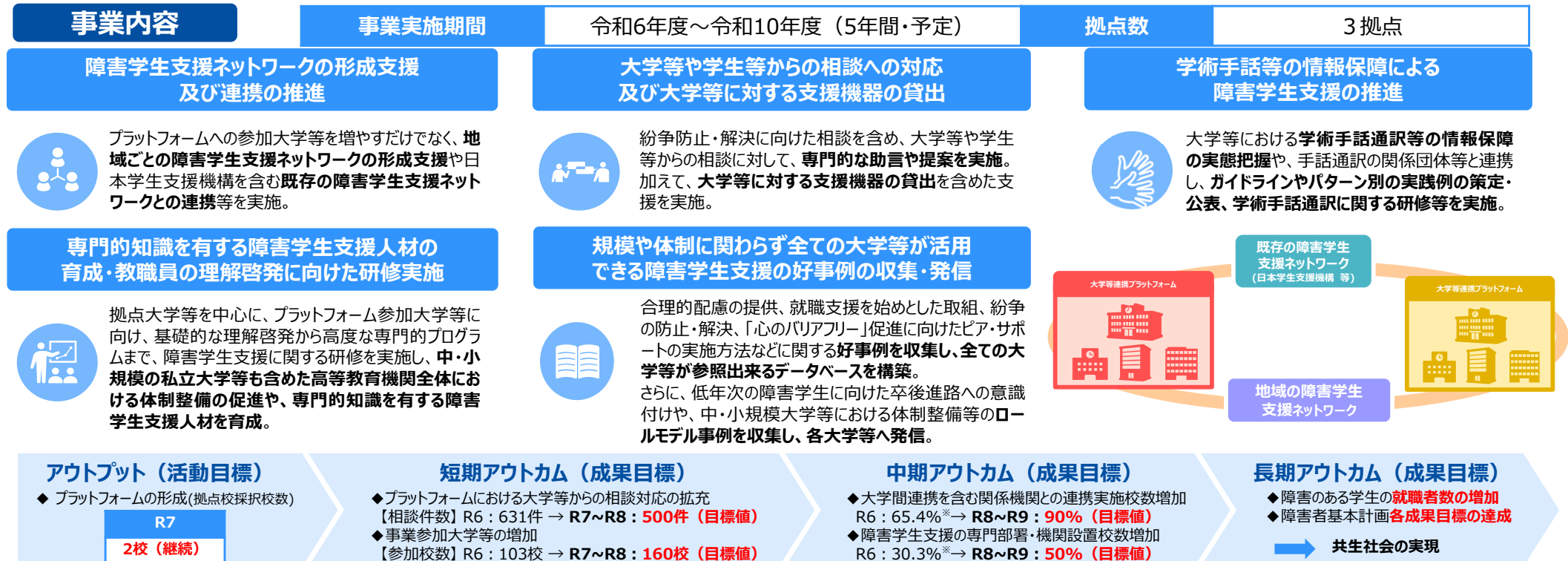
- ① 障害学生支援ネットワークの形成支援及び連携の推進 ② 専門的知識を有する人材の育成、
③ 大学等や学生等からの相談への対応 ④ 全ての大学等が活用できる障害学生支援の好事例の収集・発信

「手話に関する施策の推進に関する法律」(令和7年6月公布)

- 国は、大学等において手話を使用する者に対しその意向ができる限り尊重された適切な教育上の配慮がなされるよう、手話通訳を行う者の確保のための大学等による取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。



先進的な取組や知見を持つ大学等が中心となり、国公私立大学等や関係機関等が参加・連携するプラットフォームを形成することにより、専門的知識の涵養及び人材の育成等を図り、高等教育機関全体における障害学生支援体制を一層充実させることが必要。



※出典：(独)日本学生支援機構「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書(令和6年度)」

(担当：高等教育局学生支援課)

- ◆ 障害のある学生が「学び」「働き」活躍できる社会を目指し、東京大学が実施する「障害と高等教育に関するプラットフォーム形成事業（PHED:フェッド）」を通じて、将来にわたり障害のある学生への支援を支えていく組織的アプローチの土台としての大学等の連携プラットフォーム形成を促進。

I. 専門的相談事業

○全国の大学や学生からの修学や就労に関する相談窓口の運営
○SIGや全国の参加校・参加機関との連携を活かした専門性の高い相談支援の実施

ウェブサイト相談窓口を設け、継続的に個別相談にメール、オンライン、対面、電話で対応する。
個別相談はPHED事務局や「障害と高等教育に関するプラットフォーム形成事業」および「障害学生の修学・キャリア移行支援促進事業」で構築してきた、8領域の専門的部会（SIG）のメンバーであった専門家に助言・指導者として支援を受けつつ対応する。

障害学生支援の問題解決

II. 専門的研修事業

○修学・就職支援、体制整備に関する大学等向け専門的研修の実施
○全国大学の教職員を対象とした支援スキル、知識、事例の情報提供を通じた研修と啓発

大学を対象とした専門的研修プログラム（主としてオンラインでの修学支援・就労支援に関するセミナー）を実施する。
また、専門的研修CBIの動画は、申込があればオンデマンドで視聴ができるようにウェブサイトに掲載されている。これにより、全国の大学での支援人材育成の円滑化を促進する。

障害学生支援の質の向上へ

III. 地域包括連携事業

○全国各地でのタウンミーティングの開催と連携促進

タウンミーティングでは、全国各地で、大学の教職員、自治体、企業、および障害者の就労移行支援事業者等が集まれる場を作り、ネットワークを展開する。
また、PHEDの支援技術ライブラリから機器をタウンミーティング会場へ持参し、障害のある学生の修学や雇用の環境整備に役立つ製品を展示・体験する機会を設け、大学や支援関係者へ、また企業に対しても労働環境調整に関する情報を提供する。

地域連携と就労支援事例の創出へ

特色ある取り組み【集団スーパービジョンプログラム】

- 従来の専門的研修をさらに発展させた取り組みとして、専門性の高い教職員・専門部会委員等が、全国の大学から募った受講生に対し、4か月を1タームとして「障害学生支援スタンダード」を活用した研修を集中的に実施することで、**より専門性の高い支援人材の育成**を行う。
○受講生同士の交流をコーディネートすることで、**専門性のある人材が集う、地域を超えたコミュニティの構築**を促進する。
○プログラム受講生が、地域で同様の研修等を展開することで、受講生以外にも学びを広げ、**各地域における障害学生支援の取り組みを充実させる**ことを目指す。

障害のある学生の修学・就職支援促進事業 ②（令和6～10年度年度事業概要）

【京都大学】 地域資源を活用した障害学生支援ネットワーク事業

- ◆ 大学等における障害学生支援は各大学等によって温度差が生じている。日本全体の障害学生支援のスタンダードを引き上げ、発展させるため、各大学等における改善のみならず、ネットワーク形成（連携・協働基盤の構築）が必要である。
- ◆ 本事業では「高等教育アクセシビリティプラットフォーム(HEAP:ヒープ)」を通じて、大学等以外の機関とも多くの連携・協働体制を構築して、高等教育機関における障害学生支援のネットワークを強化、スタンダードの構築を目指した。同事業に採択された東京大学PHED、連携校の大阪大学・九州大学・筑波技術大学・広島大学とともに役割分担を明確にして、以下の3つのフェーズを意識した取り組みを進める。

高大接続・移行支援 （高専への進学時含む）

- ◆ 高校等や高校生等からの相談対応
- ◆ 高校教員、支援学校高等部教員（教育委員会関係者含む）と大学等の支援関係者との繋ぐ機会の創出
- ◆ 高校生、高等部生向け（保護者や高校教員を含む）のウェブコンテンツの継続公開

実践例) Q&Aデータベース

実施している相談事業の中で、特に多かった問い合わせ事項について、考え方を、Q&Aで公表。障害種別に特化したものから、入試・授業における配慮など場面ごとの質問まで多様にそろえており、必要に応じたブラッシュアップを行う。（全118件）

ウェブサイト上のQ&Aデータベース

No.79 | 移行支援

本学は支援リソースも限られて、障害学生支援に関する専門部署も設置しておりません。そのため、障害のある受験希望者に対して、入学後の十分な対応が困難であるために受験する大学を再検討するように促そうと思っています。その対応でよろしいでしょうか。

#不当な差別的取扱い #受験前相談

ポイント

どのように表現したとしてもそれは暗に入学を拒否していることと同じ（不当な差別的取扱い）と思われるかもしれませんが、全学的な支援体制や専門の人材がないことでその対応に苦慮されることはあるかと思いますが、学内組織や専門の人材の有無と合理的配慮の提供の有無は別の問題です。

法的に義務付けられた合理的配慮の提供を多くの教職員が適切に実施するためにも、ノウ

修学支援

（入学後における合理的配慮の提供）

- ◆ 大学等や障害学生等からの相談対応
- ◆ 各種研修等の企画アレンジ
- ◆ 複数の地域や都道府県におけるネットワーク事業のバックアップ
- ◆ AT（支援機器）に関するウェブコンテンツの公開
- ◆ 人材育成プログラム等の実施

実践例) ATに関するコンテンツ

障害学生支援に活用できるAT（支援機器）の情報をアーカイブするとともに、ATに関する個別相談への対応、又各地域におけるATライブラリーを実施する。



ウェブサイト上の
ATに関する情報

社会移行支援

（卒後の進路にむけたキャリア支援）

- ◆ 企業や支援機関との協力による障害学生を対象とした取り組みの実施
- ◆ 複数企業の人事担当者との連携企画をバックアップ
- ◆ 多職種連携（医療、生活支援、就労支援等）のリソースマップ等の作成及びミーティングの実施

実践例) 大学等のキャリア支援担当者を含めた企画

※令和7年度実績

- ① タウンミーティング（複数）
- ② 大学コンソーシアム組織の事業協力
※京都（4件）、岡山（1件）で企画を実施
- ③ 大阪府と連携した「大学等教職員向けセミナー」
- ④ 多職種連携ミーティング（京都におけるモデル事業）※地域の支援者等も含む
- ⑤ 東海地区障害学生支援フォーラム@名古屋大学
※11月に実施されたフォーラムの開催に協力
- ⑥ 障害のある学生のキャリア支援担当者ネットワーク会議 in 京滋地区

※7月に実施したほか、メーリングリストを運営し、日々関連情報を発信

障害のある学生の修学・就職支援促進事業 ③（令和8～10年度年度事業概要）

【筑波技術大学】産官学福連携による高等教育における学術手話通訳支援プラットフォーム形成事業

- ◆ 大学等における手話通訳支援は、実践例やノウハウが十分に共有されておらず、支援体制の整備や学術分野に対応できる手話通訳人材の確保が課題となっている。
- ◆ 本事業では、大学、専門機関、当事者団体、手話通訳派遣団体・企業等が連携する「学術手話通訳支援プラットフォーム(SAIL:セイル)」を形成し、手話通訳を合理的配慮の選択肢として全国の大学等で活用できる基盤を整備する。

大学における手話通訳支援の実態とニーズの可視化

- ・聴覚障害学生の手話通訳ニーズの解明
- ・大学における手話通訳支援現場の実態・実践の把握
- ・先進事例の発掘・調査及び先行研究の体系化

共同申請校:宮城教育大学

①手話通訳支援のリファレンススタンダードの確立



聴覚障害学生が手話通訳を要望した際、大学等の教職員がそのニーズを適切に汲み取れるよう、手話通訳支援の特性や必要性について理解するための教材・コンテンツの開発及び普及のための情報発信を行う。

- ・適切な手話通訳支援を促す「リファレンススタンダード」の確立
- ・聴覚障害学生向け「手話通訳セルフアドボカシーガイド」の作成

申請代表校:筑波技術大学

②大学等における手話通訳支援モデルの基盤形成



実際の修学場面をフィールドとして、大学の支援体制および授業形態・場面ごとのモデル事例を創出する。必要に応じ改善のための検討や介入を行いながら、その実践を記録し実践事例集としてまとめる。

- ・大学等における手話通訳支援の「コア・ガイドライン」の作成
- ・既存資源を活用した支援モデル事例の創出
- ・モデル実践事例集の公開
- ・ケースに応じた立場別ガイドラインの作成

共同申請校:日本社会事業大学

③学術手話通訳人材の育成基盤整備



学術手話通訳の研修機会や教材活用が全国に普及するよう、先行研究や実態調査を踏まえて研修プログラム及び教材を開発し、人材養成の基盤整備を行う。

- ・「学術手話通訳トレーニング教材」の開発
- ・学術手話通訳に関わる研修プログラム開発
- ・モデル研修会の実施

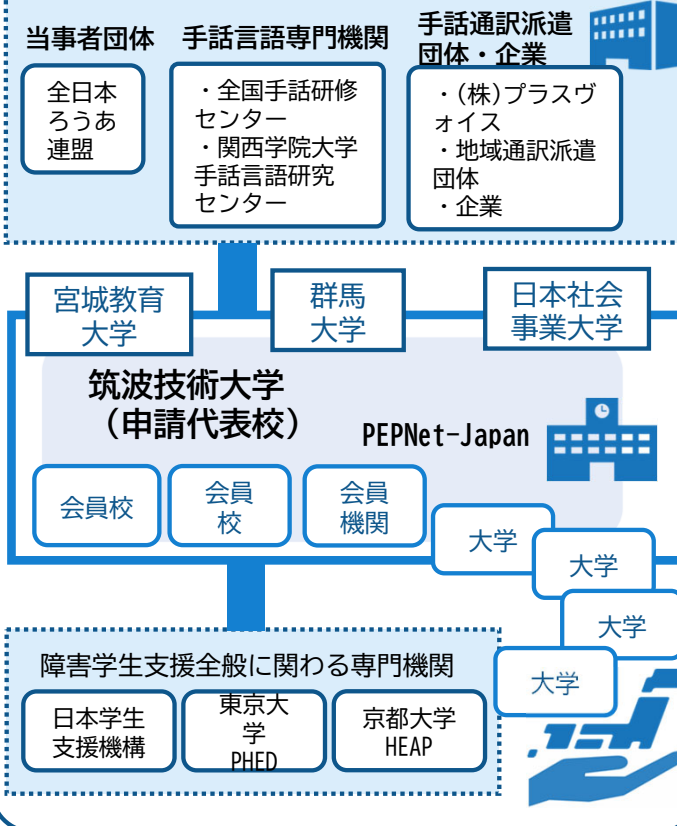
共同申請校:群馬大学

手話通訳支援ポータルサイト



- ・リファレンススタンダードに基づく啓発教材
- ・聴覚障害学生対象セルフアドボカシーガイド
- ・モデル実践事例集
- ・立場別ガイドライン
- ・学術手話通訳に関わる研修プログラム
- ・学術手話通訳トレーニング教材

学術手話通訳支援プラットフォーム(SAIL)



1. 大学等における障害のある学生の修学支援に関する実態調査

- ◆すべての大学等（大学・短大・高専）を対象に、毎年度、障害学生の状況や支援の取組状況について調査を実施
- ◆調査結果を公表し、各大学等における修学支援の充実のための基礎データとして活用

2. 障害学生支援理解・啓発セミナー

- ◆障害者差別解消法に関する基本的な事項について理解啓発を行うセミナー
- ◆令和8年度基礎編：オンデマンド配信中（登録不要・一般公開）
内容（各10分程度）：①総論 ②不当な差別的取扱いの禁止 ③合理的配慮の提供 ④事前的改善措置 ⑤相談・紛争防止等のための体制整備 ⑥障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）のポイント
https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/event/sabetsukaisho/kiso.html
- ◆令和8年度応用編：令和8年10月20日 実施予定

3. 障害学生支援に関する専門テーマ別セミナー

- ◆発達障害学生への支援、地域連携体制構築、高等学校との支援接続等、特に対応の必要性が高い専門性のある支援等についてのセミナー

4. 障害学生支援実務者育成研修会

- ◆講義・演習形式のカリキュラムにより、障害学生支援実務者を育成する研修会
- ◆令和8年度基礎プログラム：令和8年7月2日、3日 実施
令和8年度応用プログラム：令和8年11月10日、11日 実施予定



5. ハンドブックや事例集などの作成

- (1) 合理的配慮ハンドブック
 - ・障害学生支援の基本的考え方や関係法令をわかりやすい平易な言葉で解説
- (2) 教職員のための障害学生修学支援ガイド
 - ・障害種別ごとに、学生が抱える困難さや、それに対して具体的にどのような支援に取り組めばよいかを解説
- (3) 障害のある学生への支援・配慮事例
 - ・大学等において、人的・物的資源など様々な制約がある中で工夫された支援・配慮事例を計188件紹介
- (4) 障害のある学生に関する紛争の防止・解決事例集
 - ・障害のある学生と大学等との間での紛争の防止や解決につながる対応や取組の事例集。
 - ・「障害学生に関する紛争防止・解決事例集ウェブコラム総集編」の作成

6. 障害学生修学支援ネットワーク

- ◆拠点校により、全国の大学等から障害学生修学支援に相談対応等の取組を実施。
拠点校：札幌学院大学・宮城教育大学・筑波大学・日本福祉大学・同志社大学・関西学院大学・広島大学・福岡教育大学
協力機関：筑波技術大学・国立特別支援教育総合研究所・国立障害者リハビリテーションセンター

障害学生支援に役立つ情報集

◆支援を始めるにあたって・・・

障害者への支援全般のことについて知りたい	https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp (内閣府「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」)
障害者差別解消法について知りたい (高等教育機関向け)	https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/event/sabetsukaisho/2025.html (日本学生支援機構「障害者差別解消法に関する理解・啓発セミナー」)
障害学生支援を始める上で準備すべきことや 支援者の心構えなどについて知りたい	https://phed.jp/about/standard.html (文部科学省「障害のある学生の修学・就職支援促進事業」東京大学PHED「障害学生支援スタンダード」)

◆支援を行う中で困りごとがあるときは・・・

支援を行う上での配慮のポイントについて 知りたい	https://www.assdr.kyoto-u.ac.jp/heap/ga/ (文部科学省「障害のある学生の修学・就職支援促進事業」京都大学HEAP「Q&Aデータベース」)
支援に関する悩みごとや支援機器貸出など について相談したい	https://phed.jp/contact/ (文部科学省「障害のある学生の修学・就職支援促進事業」東京大学PHED「お問い合わせ」) https://www.assdr.kyoto-u.ac.jp/heap/counsel/ (文部科学省「障害のある学生の修学・就職支援促進事業」京都大学HEAP「相談・問い合わせ先」)

◆その他

地域の学外機関との連携を強化したい	https://phed.jp/townmeeting/ (文部科学省「障害のある学生の修学・就職支援促進事業」東京大学PHED「タウンミーティング」)
発達障害のある学生への支援について知り たい	https://dac.tsukuba.ac.jp/radd/ (文部科学省「教育関係共同利用拠点」筑波大学RADD「発達障害学生支援プロジェクト」)
聴覚・視覚障害のある学生への支援につい て知りたい	https://www.krk-ntut.org/ (文部科学省「教育関係共同利用拠点」筑波技術大学「障害者高等教育拠点事業」)